

月瀉村就業改善センター完成 お気軽にご利用ください

月瀉村就業改善センターの建築は、農村地域工業導入特別対策事業として、国・県の補助を受け、昭和五十二、四年の二ヶ年事業として、昭和五十二年八月に着工し、この程完成しました。七月二日午前九時三十分より、就業改善センターで開館式を行い、村長、助役、収入役、教育長のテープカットで開館しました。

就業改善センターの概要は次のとおりです。

- 一 位置 月瀉村大字月瀉五三五番地
- 二 構造 鉄筋コンクリート
- 三 規模 二階建 一階 三〇九、〇㎡ 二階 二九八、五㎡ 塔屋 一六、五㎡ 合計 六二四、〇㎡
- 四 総事業費 八六二九七千円
- 五 施設の説明

- (1) 事務室 センターの窓口です。使用申込の受付、利用するについて気軽に相談してください。
- (2) 談話室 待ち時間、休息に、気軽に打合せに、自由に学習ができるよう図書が備え付けてあります。皆さんの教養を高めるための学習、読書の室です。自由に利用してください。図書の貸出しもしますから係員に申し出てください。
- (3) 図書室
- (4) 生活改善実習室 調理実習台十台を備え、料理の実習指導研究の室です。生活の改善に利用してください。
- (5) 会議室 講演、会議、研修と多数の人達の集いの場として利用されます。
- (6) 他産業就業指導 農業より他産業へ就職するための技術取得研修や中高年令者の転職指導の室として利用されます。
- (7) 農業指導 農業の技術研修指導生産組合の首長指導

議会だより

池田収入役再任される 第二回定例会

昭和五十四年第二回定例会は、六月十一日招集され十六日までの会期六日間で開かれました。本定例会は、議案九件、請願二件、発議二件の計十三件で議案及び発議は原案通り可決され、請願二件は経済土木常任委員会に付託され、継続審査となりました。

議案第三〇号 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更について

議案第三十一号 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更について

議案第三十二号 新潟県町村職員の休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第三十三号 新潟県消防団員等公債組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更について

議案第三十四号 月瀉村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第三十五号 月瀉村職員の休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

収入役に再任された 池田 得夫 氏



収入役の選任について6月16日の定例会で、池田氏の再任に万場一致の同意がありましたので、7月1日付けて任命されました。

改正する条例

本件は、職員の日休の日の数、子の場合に五日から七日に孫の場合に喪主の場合も子に準ずることとし、喪主の配偶者は、喪主に準ずることになりました。

議案第三十七号 月瀉村児童遊園設置条例の一部を改正する条例

本件は、大別当児童遊園(大字大別当六五九番地の二)を加えるもので、旧味方樋管跡地です。

議案第三十六号 一般会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ二一六万二千元を追加し、総額を七億四三九一萬四千円とするものです。

歳入の主な内訳

- 前年度繰越金九八四万六千円、相積三三〇万円、国庫支出金八三万八千円その他です。
- 歳出の主な内訳
- 約寄公民館電話設置二万二千円、旧役場前駐車場倉庫移転費三万八千五百円、交通安全関係備品費

第二回臨時会 国民健康保険税の 条例改正を議決

七月三日、会期を一日限りとして第二回臨時議会が開かれました。今回は、国民健康保険税条例の一部を改正する一件のみの議決で原案通り可決されました。

議案第三十九号 月瀉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、国民健康保険税として

三七万六千円、月寿荘出入口道路工事費一百万円、集落開発センター(大別当)電話設置二万三千円、農業就業近代化施設整備事業補助金六万七千九百円、モザル事業補助金三十一万九千円、宅地排水事業補助金一四万五千円、防火水槽建設費一四万八千円、小学校バスケット設置工事一八万円、同照明増設工事一五万八千円、その他といたします。

議案第三十八号 収入役の選任について

本件は、現収入役の任期が六月三十日に満了となるため、引き続き再任するものです。(詳細別掲)

発議第一号 月瀉村議会委員会条例の一部を改正する条例

本件は、常任委員会の所管事項の範囲について「衛生」から「厚生」として拡大し、より適切な表現とするために「社会・衛生」から「社会・厚生」とするものです。

尚、発議者は、小林清二、賛成者は、原元、間島昭一(敬称略)

議案第二号 昭和五十四年度米政府買入価格ならびに地域農業確立倉庫堅持等に関する決議

本件は、月瀉村農政対策協議会より陳情を受けた、発議されたものです。(概略のみ)

- 一、要求米価実現に関する決議
- 二、地域農業振興、農業基本政策確立に関する決議
- 三、食糧制度を安定する米穀政策確立の決議
- 尚、発議者は、原元、賛成者は、深沢幸雄、神保善二(敬称略)
- 請願第二号 道路、宅地排水等排水溝布設に関する請願
- 請願第三号 本通認定に関する請願

本件は、大字上曲通、大字西置場の境界付近の通称居用水路の側道を村道に認定されたいという請願であります。(紹介議員 野沢正治、間島昭一)

△所得金額が基礎控除(21万円)以下の方

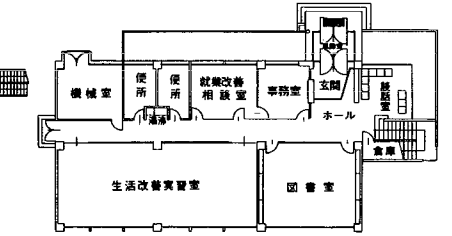
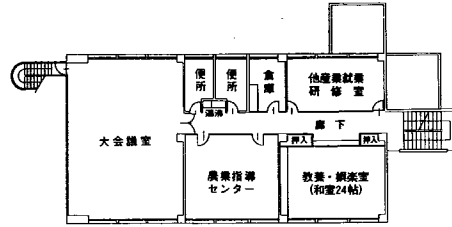
- 一人当りの均等割額、現行の五、一四三円を五、七五三円
- 一世帯当り平等割額、現行の八、九六三円を一、三六四円に
- △所得金額が、21万円に被保険者一人当り一六万五千円を加算して得た額(主を除く)の合計額以下
- 一人当りの均等割額、現行の三、四二九円を三、八三五円
- 一世帯当り平等割額、現行の五、九七五円を七、五七六円に

冷房の限界は外気より5℃低目

エアコンには、冷房専用、冷暖房兼用(ヒートポンプ式)、除湿運転のできるドライタイプがあります。冷し過ぎ、熱放出による冷房効率低下、電力消費、冷房専用エアコンは、なるべく涼しい所に、窓外が25%も違います。据えつけは、吹き出し口からの冷風が全体にゆきわたる位置に。また、ユニットをつなぐパイプは5m以内に。2週間に1度はエアフィルターを掃除しましょう。直射日光が当たらないように工夫しましょう。

使用上の注意

- 室内外の温度差は5℃以内に。老人・子供・病人などには、冷風が直接当たらないよう風向きの調整を。
- 再運転や温度調整の操作はモーター故障を防ぐため3分以上待つて行なう。
- 密閉した部屋を必ず3分程度換気してからエアコンをつけてください。



不明の点は事務室へ問合せください。電話二七二〇番です。

九 使用料金 料金は営利的な使用、個人的な使用以外等は無料です。